

# 撫子の会

会報

12号



写真提供・関田副校長

## いま鵜原の海が

## 産廃処分場の建設で

危ない！

臨海学校伝統の遠泳で、海水をしこたま飲んだ思い出のある鵜原の海。いま、その浜辺から500メートルの山間の森に産廃廃棄物埋立処分場を建設する動きがあり、地元で反対運動が行われています。

撫子の会の理事会はこれを知り、同窓会としてどうすべきか、鵜原の海でこれからも学ぶ後輩たちのことを思い、対応を検討しました。

「産廃処分場？ともかく何でも反対！」では身勝手に過ぎます。まして母校は至楽荘の所有者でなく利用者です。その母校の同窓会である私たちは、地元においてはさらに間接的な立場にあります。その立場で「何でも反対」では筋がよいに、また、撫子の会をミスリードすることにもなりかねません。

そこで理事会は、正しい知見をもって判断しようと、手分けして次の調査をしました。

- 1・母校や豊島修練会ほか関係諸方の意向・動向を確認する。
- 2・地元の反対運動団体を訪問取材して、実態・経緯・反対理由・現状などを知る。また地元の勉強会集会にも出席して判断素材を取材する。
- 3・文書や文献ほか関係資料を集めて、問題の所在を客観的に正確に認識する。

理事会はこれらに基づいて検討しました。

そして、この産廃処分場が「鵜原の海の生態系バランスと地域のさまざまな『地の資産』を削ぐあまりにも不適切な場所での建設」であり、母校にとっては「学外教育の場としての環境を阻害される」もので、反対運動に協力すべきであり、地元への具体的支援として、まずは、撫子の会からも反対署名を寄せることにしました。これからは鵜原の海で学ぶ後輩たちがいる、私たちは準住民です。

子供たちのためにも  
反対署名に  
ぜひご協力ください。

ここに皆さまにお願いする次第です。

撫子の会 会長・金子修也

●巻末ページの「署名ガイド」をご確認いただき

同封の反対署名書と封筒を用いて

7月24日(日)までに「ご投函」下さい。

## 私たちにできること

理事・野久尾 悟

昨年(平成二二年)十一月、同窓生より「鶴原湾の近くに産廃処理場が計画されており、自然環境への悪影響が懸念されることから、地元で大きな反対集会有がある」という情報が寄せられました。昨年八月に鶴原を訪れたときに、鶴原の浜で署名運動も行われていましたので、深刻な事態にあるのではないかと思ひ、十月二四日に行われた反対集會に参加し、情報収集して行くなかで、以下のことが分かりました。

- ・東急リゾートの開発用地の一部を取得した事業者が、二年前、千葉県に「管理型産業廃棄物最終処分場」の建設申請を行った。

- ・建設用地は鶴原湾の北500メートルの谷間に位置し、「西ノ谷」川の三本の源流地帯にあり、それが合流している地点で川に接するため、産廃汚水が染み出した場合、川を伝って海に流れ込んでしまう懸念がある。

- ・地元反対運動の代表者「吉野氏から至楽荘の管理人」清水さんを通じて、小金井の附属小学校に建設反対署名の依頼があり、3331名分の署名が集められ、平成二二年一月に地元届けられている。

- ・学芸大附属と同様、鶴原に施設を保有する武蔵学園は、施設が建設予定地と隣接することもあり、反対運動に積極的に協力している。

この問題については、昨年十月二五日付き朝日新聞朝刊にカラー写真入り記事が掲載され、また今年三月にはTBSテレビの「噂の東京マガジン」でも特

集されましたので、ご存知の方もいらっしゃるかと思ひます。

撫子の会としては、現在、至楽荘を利用する立場にある附属小学校、保有する立場にある(財)豊島修練会のスタンスを確認した上で、附属中学校同窓会とも連携しつつ、「多くの思い出を残してくれた大切な場所、この恵まれた自然と環境を末永く後輩たちに残していきたい」と考え、理事会で検討の結果、地元の反対運動に協力していくことにしました。

その後、地元反対運動の会の代表「吉野氏と面談。会のメンバーの方々、運動を支援している弁護士の方々ともお会いし、お話をうかがって行くなかで、私たちにできることとして、先ず反対署名活動への協力、次いで今後の次第では支援金協力とがあることを確認できました。そしてこの署名活動に関しては、左記のことを確認できました。

- ・今年九月九日には、千葉県庁から産廃処分場事業者に対して事前審査に関する回答が出される。地元反対運動の会は、その前に森田健作知事に面会を申し入れる予定であること。

- ・平成二二年一月に堂本知事(当時)に、同年八月に森田知事に、合わせて約2万2000名分の署名がすでに届けられているが、次の面会の際に、その後に集められた署名をまとめて手渡す予定であること。

- ・地元住民以外からのまとまった数の署名は、反対運動の広がりを知事にアピールすることができ、効果があること。

これからの私たちは、世の中や後輩たちに何を残し、何を伝えていくべきなのかを常に考えていかなければならないと思ひます。後輩たちに残してあげ

たいもの、豊かな自然とのふれあいの場やいつまでも心に残る体験も、その中に含まれるでしょう。

そう考えたとき、私たちは、産廃施設の一般的是非論あるいは何でも反対ではなく、鶴原の場合「国定公園の隣接地、漁場や観光への悪影響、教育施設を取り巻く環境への影響」を考え合わせると、土地の設定にはじまる建設計画の杜撰さ(乱暴さ)を指摘せざるを得ません。そして、感情的ではなく理性的に判断して、この建設計画に対して冷静にNOと主張していきたいと考えます。

撫子の会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。(了)

## ●得がたい環境 鶴原の地

鶴原は勝浦市鶴原地区としてある。隣接地区も含め左の図に見るように、森と海が変化に富んだリアス式海岸の磯根で結ばれ、浜ごとに豊かな表情を見せている。こうした地形により海は恵まれ、漁猟や養殖が営まれ旨い魚を味わえる。岬をトンネルで抜ければ趣を異にする入江に出会い、磯遊び、水浴やダイビング、海を存分に楽しめる。徒歩圏内に国立海の博物館ほか海洋学習施設があり、海について楽しく学べる。明神岬の「鶴原理想郷」は景勝地として知られ、岬に登る複雑な地形は時に視界から海を消し、突然開けた丘に立てば陽光にきらめく太平洋に胸がふくらみ、月夜なら息をのむ。その鶴原だから浜の道沿いに民宿が並び、丘陵地帯にはリゾート施設や学園施設、保育所等が広がっている。鶴原海岸は隣接の守谷海岸とともに、平成八年に「日本の渚百選」、平成十三年に「日本の水浴場八八選」、平成十八年に「海水浴場一〇〇選」に選ばれてもいる。得がたい環境のイメージに満ちた貴重な地だ。



# 産廃処分場の「い・ろ・は」

## い、産廃物処分場とは

正式には「産業廃棄物最終処分場」といいます。扱うのは産業廃棄物ですから、製造業・建設業など何らかの事業者から排出されるゴミを対象にしています。そのゴミには、製造企業がマテリアル回収再処理や排出可能処理した後の残滓などもあります。

### ●最終処分とは…

最終処分場で行われる「最終処分」とは、地面に掘った穴や湾岸を埋め立てて、廃棄物を（有機物だと土中分解を経ながら）自然に戻すことをいいます。

### ●処分場には3種類

その「最終処分場」は、廃棄物が環境に与える影響のちがいによって、大きく3種類に分けられます。

#### 1・安定型処分場

ここには、環境に影響を与えない廃棄物のみが埋められます。

#### 2・管理型処分場

鵜原に建設されるのはこの種類です。有害物を管理しながら自然に分解させて行くというものです。

#### 3・遮断型処分場

主に産業廃棄物など有害な物質が含まれる廃棄物を処分する場所となっています。ここでは有害な物質が外部に洩れ出すことのないよう、外部と厳格に遮断されています。なお、遮断型処分場は最終処分場でなく「長期保管場」として扱われます。廃棄核物質が例になります。

## ろ、処分場の建設と営業

産廃処理場は、河川、山野、他人の空き地などによく見るゴミの不法投棄（その不法投棄者のなかには一般市民もいたりする）とは別ものです。

産廃処分場の建設・営業は産業廃棄物処理法のもとに、都道府県知事の許可を必要としています。

処分場を建設・営業しようとする事業者は、事業計画を都道府県に書面提出・申請し、行政は、その造成・稼働・事後処理にわたる設計・工法・技術・管理体制など、計画事項に不備がないかチェックし、必要な指摘や指示を出し、これらが整ったところで許可するしないを審査します。

なお、平成十年六月に改正施行された産業廃棄物処理法では、市区町村の意見聴取と環境アセスメントが義務づけられ、処分される廃棄物の確認方法についても厳格になりました。

## は、なぜ問題にされるのか？

管理型処分場（鵜原はこのタイプ）や遮断型処分場では、有害物質の流通源となる懸念のため住民にきられ、いろいろな問題がとりざたされています。その理由として、次の事が挙げられています。

1・大量に搬入される廃棄物に対し、有害物の付着混入まで検査する事は物理的に不可能。

2・遮水シート（鵜原のタイプでは必要な処置）の強度・耐用年数への疑問。埋立地の突起やシートの劣化によってシートが破断され、土壌や地下水に浸透、河川に浸出し海に流入する恐れがある。



図版提供・関田副校長

3・廃棄物埋立を終了し処分場が廃止された後、年月が経過してから発生しがちな水質や土壌の環境汚染に対する管理責任がいまいになり、地元には大きな負担が残ってくる。

こうした懸念があるからです。



# 鵜原の処分場の事業概要

\*事業者による計画書から要約しました。いわば事業者側の主張です。客観性を期すため計画書の全項目にわたり、注意深く要約したつもりです。



右図＝住民の会の資料をもとに本誌が再作成

下右＝処分場が建設される丘陵地

カンポの宿屋上から撮影

下左＝処理場排水は西ノ谷から鵜原湾に流入

撮影・野久尾 悟



点線で囲んだ辺りが予定地。  
 大きな穴を掘り産廃を埋める。



## 事業名称＝勝浦産業廃棄物管理型最終処分場

### 1・事業者

株式会社 M・M・I

本店＝千葉県勝浦市鶴原2-1-83番地4

代表＝太田原覚(申請時は村上守)

### 2・施設概要

種類＝産業廃棄物管理型最終処分場

所在地＝千葉県勝浦市鶴原

字坂ノ下301-1外

総面積＝57,291m<sup>2</sup>

埋立面積＝35,908m<sup>2</sup>

埋立量＝678,762m<sup>3</sup>

廃棄物埋立量505,472m<sup>3</sup>

埋立廃棄物の種類

＝燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、

ゴム屑、金属屑、ガラス屑、コンク

リート屑、陶磁器屑、鋳滓、瓦礫類、

ばいじん、紙屑、木屑、繊維屑、

動植物性残置、13号廃棄物(有害

物質をコンクリートで封じ込めた物)

### 3・立地条件

景観＝高低差および樹木により周辺地域から

見えない。

地形＝50メートル程の起伏のある丘陵地

／南に傾斜／施設所在地内に3本の沢

があり、やがて1本の沢となり南下し、

武蔵学園鶴原票付近で鶴原西ノ谷川と

なり、鶴原湾に流入

地質＝ボーリング調査で岩盤確認、透水試験

で不透水地質を確認、地盤として適正

を有している」の旨記載

### 4・処分場の構造

(1) 遮水工＝メーカー品低密度ポリエチレン遮水

シート使用、5層構造

(2) 電気式漏水検知システムを設置、シート損傷

位置特定可能、即時補修

(3) 浸出水は遮水工上に葉脈状に設置の集排水

管で調整池に流入、水量・水質を次行程の処理

施設能力設定条件に適合させ送出

(4) 浸出水処理施設にて「スクリーン濾過→薬品

処理→微生物処理→凝集沈殿→活性炭吸着→

消毒→水質検査」を経て放流、途中行程で問

題発生時は自動的にさかのぼり再処理

(5) 分析施設に環境計量士を常駐

### 5・維持管理

社団法人・全国産業廃棄物連合発行マニユア

ル及び千葉県・維持管理基準に準拠

当処分場の特徴事項として

(1) 営業＝9～17時 日祝休業

運搬車量20台/日

(2) 放流水の水質は、千葉県の基準を大きく下回

る値を目標値にして管理、鶴原湾に流入して

環境に影響しない目標値を設定して実施、放

流地点から50メートル沖合では海水にさら

に希釈されて目標値以下になる」の旨記載

(3) 浸出水処理は日常業務を専門業者に委託、環

境計量士が常駐、受入管理・埋立廃棄物管理

・浸出水管理・放流水質管理を科学的分析に

より管理」の旨記載

(4) 付近住民に向け「見える最終処分場」を目指

し、廃棄物埋立状況・施設管理状況・環境保

全状況・跡地利用基礎情報等必要な情報を公

開」の旨記載

### 6・埋立終了後の管理

6年間で埋立終了予定

本用地及び周辺土地は(株)M・M・I元取締役



(現在は辞任)峰岸貞夫の所有地ゆえ埋立後に  
適正処置せずしての放置はない、浸出水の無  
害化等法定基準に準拠した処理実施、埋立後  
維持管理の必要資金は、法定義務である維持  
管理積立制度により調達」の旨記載

●以上が事業者による計画概要です。事業者はこの  
計画概要をもって、平成20年7月28日に千葉県  
に処分場建設申請(事前協議書)を提出し、受理され  
ています。

## 千葉県による審査

事業者からの申請(事前協議書)を受理した県は精査し、統括部署である県環境生活部長名で、申請事業者に対し「審査指示事項」を書面通知します。

この指示事項に係る部署は「廃棄物指導課・業務課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・農地課・森林課・都市計画課・県土整備部河川環境課・建築指導課」などです。このほか計画地における埋蔵物等文化財に関して国の文化庁教育振興部文化財課が係ります。また、県は市区町村(本件では勝浦市)への意見照合と、現地確認調査をします。

事業者に対する審査指示事項は、内容もれがないよう、また作文に終わらないよう、具体的計画や必要データの提出、確認事項、関係諸方とすべき事前協議事項、その他必要な行為などにわたっています。(その内容の紹介は割愛させていただきます。)

### ●審査指示事項通知以降の手続きの流れ

右記の通知はすでになされています。これに従い

- 1・事業者は「周辺住民への説明会の開催」および関係住民または勝浦市との「環境保全協定」の締結

- 2・事業者は右記までの結果をふまえ、知事に「審査指示事項調整回答書」を提出

- 3・知事(県)は「調整済確認」を行い、問題がなければ事業者と市に「事前協議審査終了通知書」を交付

これらを経て

- 4・事業者は知事に「廃棄物処理法」に基づく「施設々置許可申請届」を提出

となります。

### ●千葉県の立場

県はあくまで法律に準拠して進行し、事業者と住民・市に対し予断をせず聴取する立場にあります。指示書には「最終処分場設置に係る承諾書、同意書、契約書等について関係者から異議が有った場合は事業者の責任で対処すること」とあります。

知事は、事業者に「審査指示事項」を通知後2年を経過した日において前述の地元との協議が終了していないときは申請が取り下げられたと見なします。

## 地元⇨地域と勝浦市

\*地元資料から要点抽出しました。

- 1・平成20年5月、市は「事前協議書提出要請」が近々あるやとの情報を得て、関連部署が情報交換会議を開催

- ・以降、市は現地調査、関係諸方から情報・意見収集

- ・平成20年9月と12月、定例市議会で市長が反対表明

- ・9月定例市議会で、堂本知事(当時)宛に提出する「建設反対意見書」を可決、同月提出

- 2・同年10月、鶴原区・守谷区・吉尾区、観光協会鶴原支部、新勝浦市漁協の鶴原・吉尾、鶴原魚船団、民宿組合、老人クラブ、地元市議会議員による関係者が第一回会合を開催

- \*参加団体名は地元資料の記載による。
- ・鶴原区など区は行政単位に問わず地区の意

- ・同年11月に第二回会合を開催 団体正式名を「産業廃棄物管理型最終処分場建設反対地元住

民の会」とし発足 会長⇨吉野稔(鶴原区長)

- ・地元集会、勉強会、区民説明会、反対署名集め反対宣伝、市との連携 など活動

- ・平成21年1月、堂本暁子知事(当時)に「請願書」と「反対署名3500筆分」を提出

- 3・市長は、県から勝浦市への「意見照合」に対し同年5月28日、建設に反対の巨「意見書」を提出

- 4・反対住民の会は、平成22年10月に鶴原海岸で大々的反対集会を開催

- \*今年3月、TBS「噂の東京マガジン」で特集放映(2ページに既述)

- ・今年5月に、支援弁護士も参加した勉強会を開催。撫子の会理事も参加して取材

### ●市も住民も

## 地元は大反対!

事業者による事業計画によれば問題はさほど無いかのようにですが、地元には2ページの「は」に示した危惧が強くあります。

すなわち『廃棄物処理法は法律が守られていれば一応よしと認定されるが、それは汚水の場外漏れなどの危険に対する「安全宣言」をしているのではないこと。遮水シートが何重かに敷かれても剥がれや破れが生じる(現に、行政自身が設置した八千代市の処分場のシートが破れ、数十億はかかるだろう廃棄物撤去作業が行われるという事態が発生)。鶴原の予定地には地下に断層(ボーリング検査では示されない)や大きな水ミチもあり、有害水が周辺に広がっていく恐れは確か」という危惧です。さらに地元

は過去の経緯により事業者に対する疑問視・不信感もあるようです。

そうした認識の上に地元が出した意見書・回答書・請願書が述べている危惧を、編集部として読み合わせをまとめてみました。

#### 【生活環境問題】

- 1・樹木の伐採により現れる裸地、および搬入埋立作業による粉塵飛散
- 2・生活道路、通学道路、観光道路においての廃棄物運搬大型車両の通行
- 3・周辺の悪臭

#### 【水質汚染問題】

- 4・裸地からの泥雨水増流による海の汚れ
- 5・重金属等有害性物質の地下浸透、流出、鵜原湾への流入による汚染

\*なお、処分場予定地は湾に流入する「西ノ谷」川の源流山林地帯のため、その森林の喪失は森が生み川が運ぶ養分の喪失にもなります。

#### 【大震災問題】

- 6・大地震により処理場が地面崩壊した場合、位置関係から市上水施設水源地下水を汚染する危険
- \*（市の見解）房総半島の地層は太平洋側から東京湾へと傾斜しているといわれ、大地震により処理場が破壊された場合、その北西部にある市上水道施設が水源としている地下水脈への水質影響は無視できない。

#### 【まちづくりへの影響】

- 7・勝浦市の「まちづくり方針」は処分場予定地を含む一帯を「自然・リゾート複合融和ゾーン、丘陵地斜面緑地ゾーン」としており、処分場建設は地域の観光、リゾート、環境形成を将来に

向けても阻害

\*（編集部註）現時点で、土地の用途規制や有効利用を図る「まちづくり市条例」のようなものは制定されていないようです。

#### 【産業問題】

- 8・海水汚染による漁業、観光業（\*二つは地域の基幹産業）への打撃

#### 【地域全体】

- 9・自然と人が育んできた景観の破壊、地域のイメージダウンの誘発（\*地域の無形資産への損害）
- これらによる「風評被害」の恐れ

以上に見たように、住民と市と地元地域とその自然環境にとって、一言にすれば、この計画は『極めて立地不適切な処分場』ということになります。

\*なお立地に関する法律の要件はないとのことですが。

## 撫子の会 〓 理事会の見解

産廃処理場は、世の中の物資の始末（始めがあれは末がある）にとって必要なことは確か。であつても、鵜原の場合はあまりにも立地不適切で、多くの問題を引き起こす基因になっています。汚水処理に關しても、水処理の専門家によれば、計画書通りに実行されれば現在の技術水準にあるが、予定地の地形と容量から豪雨の際に疑問ありとのこと。このほか地元は計画書が触れていない地層や地下水脈にも問題ありと指摘しています。理事会はこれまで示したりサーチを踏まえ、この「別冊」巻頭の会長メッセージと別紙反対署名書の主旨文を確認しました。

## 守りたい鵜原湾 至楽荘生活

附属小金井小学校 副校長・関田義博

二八歳で小金井小に着任した夏、初めて至楽荘へ行きました。他の先生方と違い授業は下手でしたが、「泳ぎはうまい」とほめられたときは小金井小教員として少し認められた思いがしました。翌年には今は亡き山内水泳主任の下、水泳班で鍛えられました。90分遠泳の先頭を泳ぎ、六年生と一緒に完泳した喜びは今でも忘れられません。その後も90分遠泳を泳ぐたびに、小金井小教員としてのアイデンティティを自分なりに確認することができました。また当時水泳助手として協力してくれた卒業生のなかに清水洋岐さんがいて、清水さんには昨年度PTA会長として多大なご尽力をいただきました。

鵜原湾は児童にとって最高の教育環境で、まさに「海の道場」です。プールの水は死んでいますが鵜原湾の水は生きています。泳いでいて面白さや醍醐味が全く違います。今、その鵜原湾が危機的な状況にあります。そもそも、どうして鵜原湾に産業廃棄物最終処分場を造る必要があるのか疑問です。泳いでいて周りに見える夏の紅葉樹林は金色に光り輝いていますが、その中に無残な姿をした産廃ができることは想像したくありません。美しく豊かな海は周囲の森林が守り育てると言いますから、産廃ができることで海に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

昨年一月、本校は建設反対住民の会に3331名分の反対署名を送付しました。今後も長年お世話になってきた鵜原の方々の力になれるよう、撫子の会とも連携・協力させていただき努力していきたいと考えます。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。



# 環境保全にも取り組み：至楽荘

豊島修練会常務理事・横山 正

鵜原で伝統的な行事である至楽荘生活が始まったのは、豊島小の時代だった昭和九(1934)年です。それから八十年近く、鵜原での生活は、卒業生にとって大切な思い出のひとつになってきました。

「至楽荘」という名前が出ると、初対面でも卒業生同士共通の話題ができ、たとえどんなに年齢が離れていても、相手が急に身近に感じられるようになるそうです。

そんな大切な生活を支えた至楽荘も、築後六十年たった頃には老朽化が進み、それ以上使用するのが困難な状況になってきていました。しかし、資金面の見通しが立たず、改築計画はなかなか進展しませんでした。ところが丁度その頃、豊島修練会が所有していた東久留米市の山林が、環境保全のための山林として東京都に買い上げられることになり、平成三年に、文部省からその資金を使って至楽荘を改築することが認められました。

それからが大変でした。至楽荘は国定公園内にあるため、工事には、先ず環境庁の許可が必要です。崖工事を緑化ブロックにしたり、屋根や壁は茶色を基調とした色に限定したりするなど、数々の規制条件をクリアして、平成四年秋からやっと工事を開始することができました。その後いろいろなことがありました。至楽荘に通じる道は狭いため、大型の重機は海上輸送し海岸から運び入れたり、浜辺から建設現場まで鉄骨の仮設道路を作ったりするなど、多くの困難を乗り越えると同時に突貫工事を行った結果、平成五年の五月には新しい至楽荘が使えるよ

うになりました。総工費4億円はすべて豊島修練会が負担し、在校生保護者に一切の負担をかけることなく工事を終えることができたのは、とてもよかったです。

このように、将来に渡って子供たちが至楽荘生活を続けられるようにと願って、苦勞して改築を行ったのに、今回突如として産廃処分場建設問題がもたあがりしました。豊島修練会としては、これを絶対に認めることができません。

**業者に建設をあきらめさせる最も有効な手段は反対運動を盛り上げていくことです。**鵜原湾の美しい海や小金井小学校の子供たちの至楽荘生活を守るため、撫子の会の皆様の、処分場建設反対運動へのご協力を、よろしくお願い申し上げます。

「追記」現在、至楽荘(二字荘も)は、学校関係が使用していない時期、卒業生やそのご家族は無条件で利用できることになっています。家族旅行やクラス会等に、是非利用してください。

そのためにも鵜原の環境を一緒に守りましょう。

## ●反対署名のガイド

- ・同封の署名書と封筒を用いて下さい。
- ・捺印は不要です。ボールペンなど消せない用具で自署してください。

\*署名書の本紙を郵送によるのは「信頼性が高くインパクトがあるから」とのこと(支援弁護士に確認)。そのためファクスやメールによらないことにしました。ご了承・ご協力のほどお願いします。

- ・他の母校系チャンネルで既に署名なさった方は、重複を避けるため署名なさないで下さい。

- ・ご家族はかお近くの方で、鵜原をご存知でご賛同の方の署名は歓迎です。

- ・用紙が必要な場合、お手数ですがコピー(またはホームページ)撫子の会で検索可からダウンロード)して下さい。

- ・封筒には(賛同金と思っただき)切手をお貼り下さい。

- ・**×切は平成23年7月24日(日)投函まで**お忘れなく。

この署名は、反対者が地元の人だけではない

## 広がりを示す効果があります！

とのこと。支援弁護士に確認しました。

地元のを通じ森田健作知事に提出されます。

もし(もしもです)建設がGOになった場合も

署名はその後の監視を後押しする力になります。

## 署名にぜひご協力下さい。

### 「撫子の会」会報・第十二号別冊

発行 平成二三年六月

この別冊の編集担当・責任

金子修也+理事会

印刷 山信印刷

同窓会事務局

東京学芸大学教育学部附属小金井小学校内

住所 〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1

電話 042-329-7823 ファクス 042-329-7826

撫子の会郵便替口座

番号 0010008709121

加入者名 撫子の会